

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させる事が出来、社員全員が働きやすい環境をつくる事によって全ての社員がその能力を十分発揮出来るようにする為に、次の様に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日から令和12年6月30日までの5年間

2.内容

目標1.将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、
計画期間中の男性の育児休業取得率を20%とし、平均取得日数14日以上を達成する

＜対策＞令和7年7月以降

- ・社内広報をして従業員に周知させ推進していく。

目標2.子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
「従業員の利用率を上げる」

＜対策＞令和7年7月以降

- ・社内広報をし従業員に周知させる。
- ・園児募集を掲示板に貼って従業員に周知させる。

目標3.フルタイム労働者一人当たりの年間法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を504時間未満とする

＜対策＞令和7年7月以降

- ・勤怠管理システムを活用し、月次で労働時間を集計・分析する。